

## 越後柳カレイロゴマーク利用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ヤナギガレイブランド化推進協議会（以下、協議会という。）の越後柳カレイロゴマーク（以下、ロゴマークという。）の利用について、必要な事項を定めるものです。

### (目的)

第2条 ロゴマークの利用は、原則として越後柳カレイに対する消費者の信頼を高め、その普及と拡大を図りながら地場産業の振興と発展に寄与することを目的とします。

### (ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークは、新潟漁業協同組合が保有する越後柳カレイの商標と一体であり、一切の権限は新潟漁業協同組合が構成員である協議会に属します。

### (越後柳カレイの定義)

第4条 「越後柳カレイ」とは（別紙1）に定める基準を満たすヤナギガレイを指します。

### (利用方法)

第5条 ロゴマークの用途は以下のとおりです。ただし、制作に係る費用は利用者の負担となります。

- （1）「越後柳カレイ」を利用した商品（通常の店頭販売並びにイベントでの販売）
- （2）リーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物
- （3）立て看板、のぼり旗、横断幕等のPRグッズ
- （4）ホームページ
- （5）全各号に掲げるもののほか、協議会が特に認めるもの

### (利用対象者)

第6条 ロゴマークを利用できる者は、次の各号に掲げる者に限ります。

- （1）協議会の構成団体が利用するとき
- （2）報道機関が報道または広報の目的で利用するとき
- （3）その他、協議会が認めたとき

### (利用期間)

第7条 ロゴマークを利用できる期間は、承諾の日から1年間とします。なお、継続して利用をしたい場合は、申込書を再提出してください。

### (利用料)

第8条 ロゴマークの利用に係る料金は徴収しません。

#### (利用申請及び承諾)

第9条 ロゴマークの利用を希望するときは、越後柳カレイロゴマーク利用申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、協議会長に申請し利用承諾を受けてください。

- 2 協議会長は1の申請内容を審査し、適当と認められるときは利用承諾します（様式2）。
- 3 利用承諾に際し、協議会長は必要に応じて条件を付けることがあります。

#### (利用上の条件)

第10条 ロゴマークの利用に当たり、次の各号のとおり条件を定めます。

- (1) ロゴマークのデザイン、色、縦横との比率は、（別紙2）のとおりとし、みだりに改変して使用することはできません。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えありません。
- (2) ロゴマークの利用は標準的な商標利用の慣行に照らして行うものとし、ロゴマークの機能を損なったり権利の喪失を招くことのないように努めてください。
- (3) ロゴマークの無断での営利目的の使用は認めません。
- (4) ロゴマークの特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等への使用は認めません。
- (5) ロゴマークの利用に関する権利の第三者への譲渡、担保提供若しくは転貸又は代理使用は認めません。

#### (利用承諾の取消等)

第11条 協議会長は、利用承諾を受けた者（以下「利用者」という。）がこの要領に違反した場合は、利用承諾の取消及び是正のための措置を取ります。

#### (利用者の義務)

第12条 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協議会へ通知してください。

- 2 利用者は、利用期間終了後直近の協議会総会もしくは協議会長から要請がある場合、ロゴマークの利用実態の報告を行ってください。

#### (苦情等への対応)

第13条 利用者は、ロゴマークの利用に起因した苦情等が生じた場合は、協議会と協力して対処してください。ただし、その費用は利用者の負担とします。

#### (損失補償等の責任)

第14条 協議会はロゴマークの利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの利用について必要な事項については別に定めます。

2 本利用規約は、協議会により事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

## 【別紙1】

### 「越後柳力レイ」ブランド基準

以下の基準を満たすものを「越後柳力レイ」とする。

①実施期間

毎年10月から12月までの間に漁獲されたもの

②漁獲

新潟県において底曳網（板曳網もしくは小型底曳網）により漁獲されたヤナギ  
ガレイ（ヤナギムシガレイ）

③サイズ

生鮮重量100g以上のもの（30枚入れサイズから）

④鮮度管理

漁獲後、氷もしくは同等の冷海水に漬けて保管

⑤市場での取扱

発泡スチロール製魚箱に下氷のうえ詰めて陳列

⑥管理

上記①～⑤を満たすヤナギガレイについて、別途定める「越後柳力ロゴマーク利用取扱要領」に基づき、ヤナギガレイブランド化推進協議会によりロゴマークの使用を認められたもの

【別紙2】

ロゴマークのデザイン



カラー印刷用（縦7：横8）



单色印刷用（縦7：横8）

【様式1】

越後柳カレイロゴマーク利用申込書

平成 年 月 日

ヤナギガレイブランド化推進協議会長 様

申込者[利用予定者] (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

越後柳カレイロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に当たり、「越後柳カレイロゴマーク利用取扱要領」を承認の上、下記のとおり利用を申込みします。

記

1 ロゴマークの利用内容と制作予定数（該当箇所にチェック☑する）

利用内容	予定数
<input type="checkbox"/> リーフレット、パンフレット	
<input type="checkbox"/> ポスター	
<input type="checkbox"/> ホームページ	
<input type="checkbox"/> 飲食店舗用メニュー	
<input type="checkbox"/> 船名札	
<input type="checkbox"/> 商品（ ）	
<input type="checkbox"/> その他（ ） ( )	

2 利用目的

利用目的	
利用期間	
その他（対象地域等）	

3 問い合せ先

部署名			
ご担当者名			
電話番号		FAX	
Eメール			

【様式2】

越後柳カレイロゴマーク利用承諾書

平成 年 月 日

(申込者 [利用予定者] ) 様

ヤナギガレイブランド化推進協議会長

平成 年 月 日付けの越後柳カレイロゴマーク利用申込について、承諾します。  
なお、利用に際しては利用取扱要領を遵守してください。

記

1 利用目的

2 利用承諾期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 許諾番号

YG-